

「鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針」及び「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」の見直し概要

1 「鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針」の一部改正

分離発注工事（土木工事）について、自社施工対象工事と整合を図るため、所要の改正を行った。

【改正概要】

- ① 分離発注に追加するもの
 - ・請負対象設計金額が100万円以上の鋼構造物塗装工
 - ・植栽工以外の造園工事（植栽工は従前から分離対象）
- ② 分離発注の対象外とするもの
 - ・落石防止網工
 - ・交通安全施設のうち大型標識工を含まない工事
- ③ 8月20日以降に起工決裁を行う工事から適用する。

改正後全文はこちら→ <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/90319/h270807bunr iki jyun. pdf>

2 「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」の制定（改定）

【改定概要】

- ① 予定価格1千万円以上の塗装工事（鋼構造物塗装）について、JVでの参加を認める。
- ② ①について、JV参加の場合は、代表者以外の構成員にも、1級又は2級鋼橋塗装技能士の常駐を求める。
- ③ 8月10日以降に調達公告等を行う工事から適用する。

改訂後全文はこちら→ <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/90319/h270807oubo jyoukenn. pdf>